八雲町（八雲町熊石国民健康保険病院）奨学金貸付制度の概要

１．目　　的

薬剤師を養成する学校または養成所に在学し、または入学しようとする者で、将来、八雲町熊石国民健康保険病院において薬剤師として薬局業務に従事しようとする者に対し、その修学に必要な資金を貸付し、もって八雲町熊石国民健康保険病院に必要な薬剤師を育成確保することを目的とする。

２．対 象 者

薬剤師の養成施設に在学し、または入学しようとする者で、将来、八雲町熊石国民健康保険病院において薬局業務に従事しようとする者。

３．貸 付 金 額

（１）薬剤師養成施設に在学する場合　　月額　100,000円

４．貸 付 期 間

当該養成施設に入学した月から卒業の当月まで。

なお、在学途中年度から貸付も可能。

５．貸 付 方 法

毎月、月末までに奨学生が指定した口座に銀行振込をする。

特別の事情がある場合は、数ヶ月分まとめて貸付できる。

６．貸 付 の 申 請

連帯保証人を２名定め、町長に申請する。

※連帯保証人は、独立の生計を営む成年者を定め、貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち１人は、法定代理人（保護者）とすること。

７．返 還 の 免 除

卒業の月の翌日から八雲町熊石国民健康保険病院に勤務し、資格を取得した日から下記の期間を勤務したときは、奨学金の返還を免除する。

（１）薬剤師の養成施設を卒業し、薬剤師の免許を取得した者は、奨学金の貸付を受けた期間以上。